

解決策の詳細について

【①エンディングノート】

エンディングノートには「4つの要素」が含まれています。

1) 「葬儀」についての要素

葬儀に必要な「情報」として、「自分自身」を遺しておくことです。

- ・ 生年月日、本籍…死亡届など
- ・ 家族、自分の思い出…葬儀演出など
- ・ 葬儀に託したいこと…葬儀内容など
- ・ 親族、友人の連絡先…連絡先など

2) 「遺言・相続」についての要素

エンディングノートへの記入は法的拘束はありませんが、遺言書作成における準備資料としての効果があります。

- ・ 遺言書の有無（所在）の表記。
- ・ 財産の詳細
- ・ 正式な遺言書を作成するうえでの準備資料。

3) 「介護・健康等」についての要素

現実には病気や介護が必要となった場合の意志表示・後見人指名等に必要です。

- ・ 持病に関する表記（主治医など）
- ・ 認知症になった場合の介護など
- ・ 病名告知、余命宣告、延命治療など
- ・ ドナー登録、検体の意思表示など

4) 「余生・人生設計」についての要素

例えば、余命宣告された場合の残された余生やこれからの人生設計についてを遺しておくための場所として活用します。

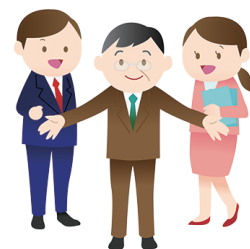
- ・ あなたが以前からやってみたい事など
- ・ やり残した事や活動など
- ・ 家族に伝えたいことや感謝の言葉など

以上の「4つの要素」によって構成されているのが「エンディングノート」です。

しかも、それは「未完成」のまま家族に託されていくのです。そして、家族の手によってエンディングノートの内容が実現されて初めて「完成」されるというものです。

【②生前見積もりを 複教社からとる】

「葬儀代金で後悔しないため」皆さんには「生前見積もり」のメリットを理解ください。



＜生前見積もりのメリット＞

- ・ 葬儀代金の目安がわかります。
- ・ 希望の葬儀が幾らで出来るかわかります。
- ・ 予算内でどんな葬儀が出来るかわかります。
- ・ 家族が同席して理解することができます。
- ・ 冷静な判断で物事が決められます。
- ・ 遺されたものに負担を掛けなくて済みます。
- ・ 賢い葬儀社選びができます。

【③「終活」について家族で真剣に話し合う】

何と言っても家族の理解や納得があつてこそその「終活」でなければなりません。

死は必ず訪れるものですので、家族間で遠慮しては何も良い結果は生まれません。ご家族皆さんで真剣に「終活（葬儀・納骨）」について話すことが「後悔」を無くす唯一の方法（対策）です。



【④正式な「遺言書」を作成する】

①のエンディングノートによって財産の詳細が判明したら、遺言書の種類を選びます。

①自筆遺言証書…自分で作成して遺言執行人が保管。

②公正遺言証書…公証役場にて作成遺言執行人が保管。



のどちらかをお勧めいたします。
詳しくは弁護士か行政書士に相談してください。

「エンディングノート」をご希望の方は下記の要領でご応募ください。

◆官製はがき又はFAXで「エンディングノート希望」と「住所・氏名・年齢・TEL」をご記入の上、〒510-0071 四日市市西浦1丁目7番8号 やすらぎの塔「やすらぎLife事務局」宛てにご応募下さい。

■応募の締め切りは、平成28年3月15日（火）消印有効。 **どんどん応募してください。お待ちしております。**